

上ノ国町ほ場改良事業補助金交付要綱

平成26年10月29日告示第45号

上ノ国町ほ場改良事業補助金交付要綱（平成23年上ノ国町要綱第700－4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、ほ場の改良をとおして、農作物を生産する上で支障となる区画狭小、排水不良及び石れき含有等を解消することにより、農作物の品質の向上と生産量の増加を図り、農業者の所得の向上に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者（以下「対象者」という。）は、町内に在住の販売農家とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助対象経費は、町内に所在するほ場において対象者が行う明暗渠、客土及び除れき等施工に係る経費とする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、国又は道の補助に係る事業については、町長が特に必要と認める場合は、国又は道の定める補助率に加算することができる。

（補助事業者）

第4条 本事業の実施主体は、新函館農業協同組合上ノ国支店とする。

2 新函館農業協同組合上ノ国支店は、第2条に規定する対象者の意向を把握し、必要に応じて審査及び検査を実施しなければならない。

（補助金の交付申請及び決定等）

第5条 補助金の交付の申請、決定等の事務は、団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和46年上ノ国町規則第2号）及び団体に対する補助金等の適正化に関する規則実施要綱（平成15年上ノ国町要綱第449号）に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、交付申請等に必要な書類は別に定める。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年9月25日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額
明暗渠、客土及び除れき等施工費 （下欄に掲げる経費を除く。）	補助対象経費の2分の1以内。 ただし、10a当たり8万円を限度とする。
公益財団法人北海道農業公社が行う 石れき粉碎に係る農業機械の輸送費	補助対象経費の10分の10以内